

3 施行日において現に存する身体障害者更生施設若しくは身体障害者授産施設であつて旧身体障害者更生施設最低基準附則第二条若しくは第四条の規定の適用を受けているもの又は知的障害者更生施設、知的障害者授産施設若しくは知的障害者通勤療養であつて旧知的障害者授産施設最低基準附則第二条から第四条までの規定の適用を受けているものにおいて、施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第十条第二項の規定を適用する場合においては、同項第二号中「九・九平方メートル」とあるのは、「三・三平方メートル」とする。

4 施行日において現に存する身体障害者療護施設であつて、旧身体障害者更生援護施設最低基準附則第三条の規定の適用を受けているものが施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこの施設の建物について第十条第二項の規定を適用する場合においては、同項第二号中「九・九平方メートル」とあるのは、「六・六平方メートル」とする。

(プザー又はこれに代わる設備の経過措置)
第十八条 施行日において現に存する身体障害者授産施設、知的障害者授産施設、知的障害者授産施設が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、第十条第二項の規定を適用する場合においては、同条第二項第八号イ(1)中「一・五メートル」とあるのは、「一・三五メートル」とする。

第十九条 施行日において現に存する知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、第十条第二項第八号イ(1)中「一・五メートル」とあるのは、「一・三五メートル」とする。

2 施行日において現に存する知的障害者通勤療養、精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、第十条第二項第八号の規定は、当分の間、適用しない。

3 施行日において現に存する身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者授産施設又は知的障害者授産施設が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、第十条第二項第八号イ(1)の規定は、当分の間、適用しない。

○厚生労働省令第百七十八号
児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十四条の十二の規定に基づき、児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準を次のように定める。

平成十八年九月二十九日 厚生労働大臣 柳澤 伯夫

児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準

第一節 人員に関する基準(第三条―第五条)

第二節 設備に関する基準(第六条―第八条)

第三節 運営に関する基準(第九条―第五十二条)

第三章 指定知的障害児通園施設等の人員、設備及び運営に関する基準

第一節 人員に関する基準(第五十三条)

第二節 設備に関する基準(第五十四条)

第三節 運営に関する基準(第五十五条―第六十八条)

第四章 指定盲ろうあ児施設等の人員、設備及び運営に関する基準

第一節 人員に関する基準(第六十一条―第六十二条)

第二節 設備に関する基準(第六十三条―第六十五条)

第三節 運営に関する基準(第六十六条―第六十八条)

第五章 指定肢体不自由児施設等の人員、設備及び運営に関する基準

第一節 人員に関する基準(第六十九條―第七十一条)

第二節 設備に関する基準(第七十二条―第七十四条)

第三節 運営に関する基準(第七十五条―第八十条)

第六章 指定重症心身障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準

第一節 人員に関する基準(第八十一条)

第二節 設備に関する基準(第八十二条)

第三節 運営に関する基準(第八十三条・第八十四条)

附則

第一章 総則

(定義)

第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 障害児 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)以下「法」という。第四条第一項に定める障害児(法第六十三条の三の二第一項又は第二項の規定により障害児施設給付費等(法第五十条第六号の四に規定する障害児施設給付費等をいう。)を支給することができることとされた者を含む。)をいう。

二 指定知的障害児施設 法第二十四条の二第一項の規定により都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))にあつては指定都市の市長とし、法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市(以下「児童相談所設置市」という。))にあつては児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。が指定する知的障害児施設をいう。

三 指定第一種自閉症児施設 指定知的障害児施設のうち、自閉症を主たる症状とする児童であつて病院に収容することを要するものを入所させる自閉症児施設(自閉症を主たる症状とする児童を入所させる知的障害児施設をいう。以下同じ。)をいう。

四 指定第二種自閉症児施設 指定知的障害児施設のうち、自閉症を主たる症状とする児童であつて病院に収容することを要しないものを入所させる自閉症児施設をいう。

五 指定知的障害児通園施設 法第二十四条の二第一項の規定により都道府県知事が指定する知的障害児通園施設をいう。

六 指定盲ろうあ児施設 法第二十四条の二第一項の規定により都道府県知事が指定する盲ろうあ児施設をいう。

七 指定盲児施設 指定盲ろうあ児施設のうち、盲児(強度の弱視を含む。)を入所させるものをいう。

八 指定ろうあ児施設 指定盲ろうあ児施設のうち、ろうあ児(強度の難聴児を含む。)を入所させるものをいう。

九 指定難聴幼児通園施設 指定盲ろうあ児施設のうち、強度の難聴の幼児を保護者の下から通わせて指導訓練を行うものをいう。

十 指定肢体不自由児施設 法第二十四条の二第一項の規定により都道府県知事が指定する肢体不自由児施設をいう。

十一 指定肢体不自由児通園施設 指定肢体不自由児施設のうち、通所による入所者のみを対象とするものをいう。

十二 指定肢体不自由児療護施設 指定肢体不自由児施設のうち、病院に収容することを要しない肢体不自由のある児童であつて、家庭における養育が困難なものを入所させるものをいう。

十三 指定重症心身障害児施設 法第二十四条の二第一項の規定により都道府県知事が指定する重症心身障害児施設をいう。

十四 指定知的障害児施設等 法第二十四条の二第一項に規定する指定知的障害児施設等をいう。

十五 指定施設支援 法第二十四条の二第一項に規定する指定施設支援をいう。